

業 務 連 絡
令和 8 年 5 月 2 6 日

各 自動車整備振興会 御中

一 般
社団法人 日本自動車整備振興会連合会
事 業 部

国土交通省における「完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて」の概要資料の作成について（その2）

前略 標記につきましては、業務連絡（令和8年1月9日付）にてお知らせしたところですが、今般、国土交通省において、通達内容の一部明確化のため概要資料に「よくある質問」を追加したことから、当会宛てに別添の更新版資料の提供がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、必要に応じて貴会傘下会員事業者に対する説明時等でご活用いただくとともに、当該資料につきましてはあくまでも概要資料となりますので、活用される際は関連通達等の内容も踏まえてご説明していただきますようお願いいたします。

草々

（本件に関する問合せ：日整連 事業部 根本、後藤、石原）


完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録 等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の 新規登録等における取扱いについて(依命通達) (R8. 5版)

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課
検査班

背景

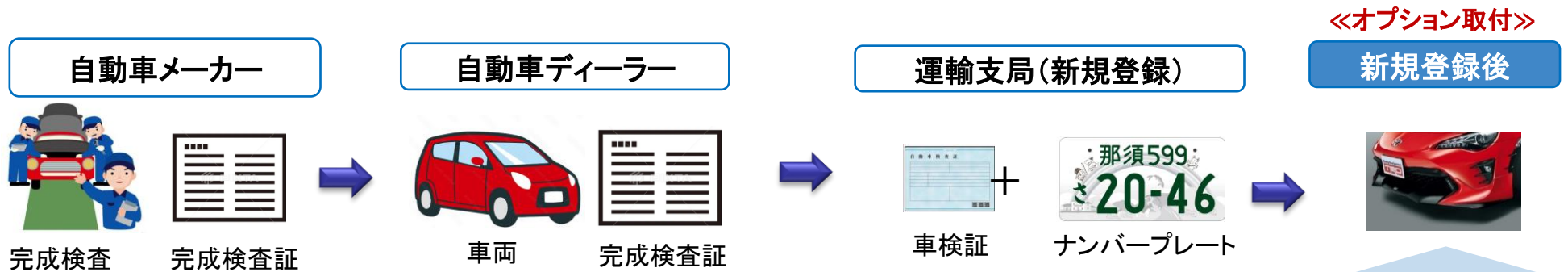
- 近年、自動車ユーザーの使用の形態が多様化しており、ユーザーの嗜好により追加等をするオプションパーツを取り付けた際の新車及び中古車の新規検査手続きに時間がかかる

事業者の声

- 新車においては、登録後まで自動車部品を取付られず、ユーザーへの納車に時間を要する
 - 支払いも済ませ車の登録は終わっているのに、乗れないという状況になっている。また、実際に乗っていない期間にも税金がかかってしまう。
 - 指定整備事業者においては、中古車に対して「指定部品」が取り付けられた車両に対して、保安基準適合証を交付することができず、持込検査を行わないといけない
 - 保安基準適合証を交付することができず、中古新規OSS申請ができない
- 
- 従前から自動車のオプションパーツを「登録前」に装着した場合、手続きが必要。「登録前」の装着であっても、手続き無しにして欲しい。

新規検査時におけるオプションパーツの取扱いの変更について

- 従前、新規登録前にオプションパーツを取付けた場合、自動車技術総合機構(機構)に現車提示が必要。
- このため、自動車ディーラー等は、ユーザーとの販売契約が終了しても、新規登録が終了するまでオプションパーツの取付け作業に着手できない。
- 整備士不足等を背景に、計画的な作業を実施したいとの自動車ディーラー等の要望を踏まえ、一定の範囲内のオプションパーツの取付けであれば、機構への現車提示を不要とする(令和8年1月施行)。



《オプション取付》

新規登録後

一定範囲内の寸法の増加等の改造の場合は機構への現車提示が不要
(日米協議を踏まえ平成7年に措置)

オプションパーツの例



【エアロパーツ類】



【パイザー類】

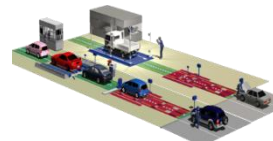


【ルーフ・ラック類】



【泥よけ類】

《オプション取付け》
完成検査時と相違のため現車提示が必要

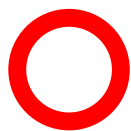


機構が保安基準適合性を審査

完検証・保適を有効とし現車審査不要

《今回措置》

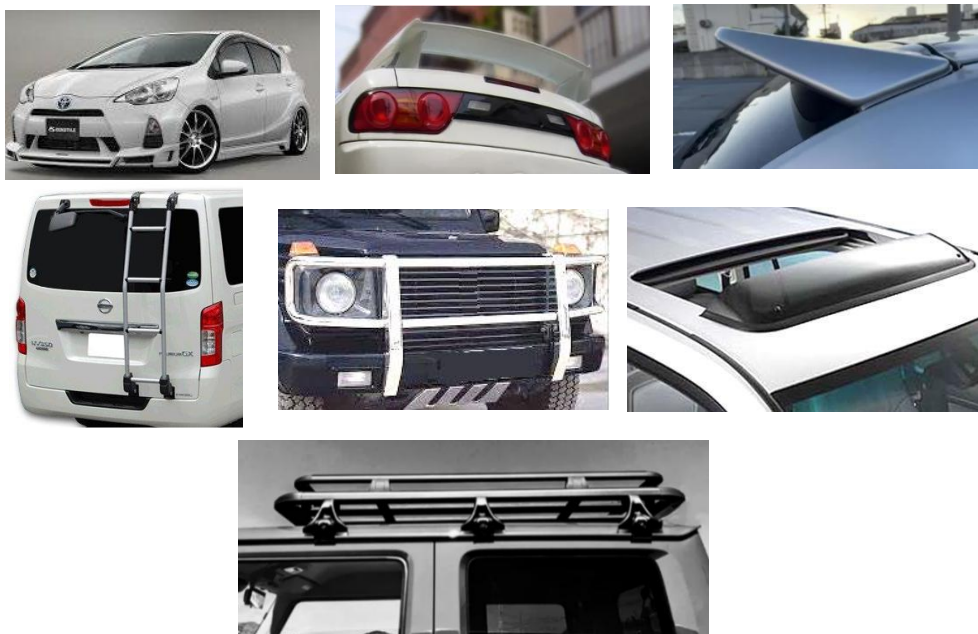
一定範囲内の寸法の増加等のオプションパーツの取付けであれば、機構への現車提示を不要とする



認める例 (以下に該当するもの)

(1) オプションパーツとして国の指定を受けている部品

【例】



(2) オプションパーツとして国の指定を受けていない部品の中で、以下全ての条件を満たすもの

- ① 保安基準に抵触しないもの
- ② 車両の全長±3cm・全幅±2cm・全高±4cmの範囲に収まるもの
- ③ 車両の重量±100kg(普通・大型特殊)又は±50kg(小型・軽)の範囲に収まるもの



認めない例 (以下に該当するもの)

左欄(1)及び(2)以外の部品

【例】



・騒音・排ガス規制に影響



・指定外部品で長さ幅などが一定の範囲を超える
・保安基準に抵触(突起物)



・保安基準に抵触(視野遮へい)

完成検査終了証の取扱い

＜今回措置＞ 指定部品及び一定範囲内の寸法の増加等のオプションパーツの取付けであれば、機構への現車提示を不要とする

●道路運送車両法

(新規登録の申請)

新規登録

第七条

3 第一項の申請をする場合において、次の各号に掲げる自動車にあつては、それぞれ当該各号に定める書面の提出をもつて当該自動車の提示に代えることができる。

(略)

二 第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車 同条第四項の規定による完成検査終了証（発行後国土交通省令で定める期間を経過しないものに限る。次項第二号において同じ。）

●自動車型式認証実施要領(依命通達)

(改正後: 令和8年1月1日施行)

完成検査終了後に指定製作者等の責任の範囲において、アクセサリ類等を取り付けた場合の取扱いについては、下記によるものとし、これによらない場合には完成検査終了証は無効とすること。

自動車メーカーが自動車ディーラー等に譲渡する前までと規定

一定範囲内の寸法等を規定

＜新設＞

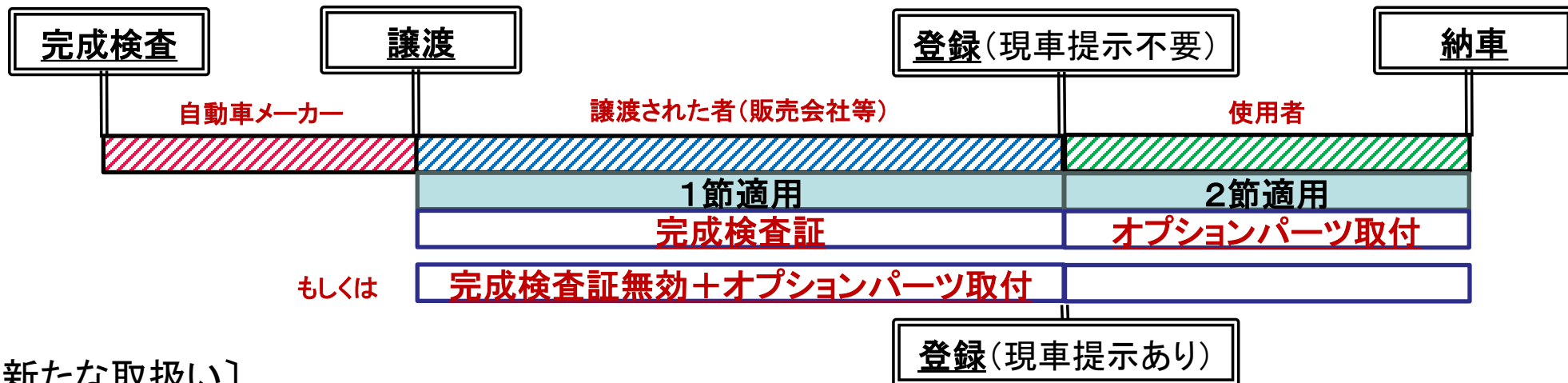
●完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等にける取扱いについて (依命通達)

(2) 次の各号の一に該当する場合には、新規検査等を行う自動車に発行され譲渡された者の完成検査終了証を無効としないと取り扱うとともに、一時抹消登録等を行った自動車に対し構造等に関する事項に変更等がないものとして指定整備事業者が保安基準適合証の交付を可能とする又は交付された保安基準適合証を無効としないものとする。

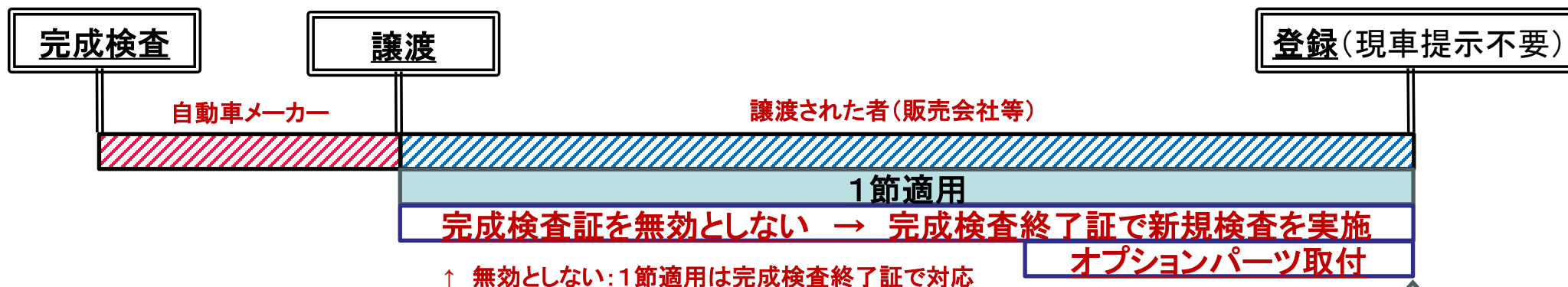
＜今回措置＞ 完成検査終了証が発行され、譲渡された後が本通達の適用範囲

完成検査終了証の取扱い

〔従来の取扱い〕

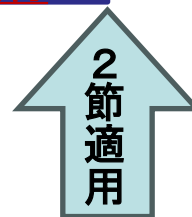


〔新たな取扱い〕



【ポイント】

- ・従来の取扱いを廃止・保安基準に適合していることが前提
- ・従来の取扱いを廃止するものではない
- ・証明書の提示が必要なものや保安基準の審査が必要なものは、従来どおり持ち込み検査が必要（施行規則第36条第5項、第6項に規定する安全・環境基準の適合性に影響がある改造や変更など）
- ・本通達により制限なく認められるものではないことに留意



保安基準適合証の取扱い

＜今回措置＞ 指定部品及び一定範囲内の寸法の増加等のオプションパーツの取付けであれば、保安基準適合証の交付を可能とする

●道路運送車両法

（保安基準適合証等）

第九十四条の五

5 自動車検査員は、第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車については、当該自動車の構造等に関する事項がそれぞれ当該自動車に係る自動車登録ファイルに記録され、又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一でなければ、第一項の証明をしてはならない。

保安基準適合証を発行すること

一定範囲内の寸法等を規定

＜新設＞

●完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等にける取扱いについて（依命通達）

(2) 次の各号の一に該当する場合には、新規検査等を行う自動車に発行され譲渡された者の完成検査終了証を無効としないと取り扱うとともに、一時抹消登録等を行った自動車に対し構造等に関する事項に変更等がないものとして指定整備事業者が保安基準適合証の交付を可能とする又は交付された保安基準適合証を無効としないものとする。

- ・中古新規の車両に指定部品が装着されていても保安基準適合証を交付して良いの？
→構造等に関する事項に変更がないものとして交付することが可能です。
- ・バンパー交換などで特定整備が発生した場合は？
→エイミングが必要な部品の脱着作業があった場合は、特定整備に該当することから、その整備作業及びエイミング実施について特定整備記録簿の作成が必要です。
- ・自動車整備事業者が行った部品装着により、不正改造状態となった場合は？
→行政処分の対象となり得ます。
- ・オプションパーツ取付の責任の所在は？（完成検査証・保安基準適合証共通事項）
→譲渡された者、使用者又は取付を行った自動車整備事業者になります。

よくある質問

- ・「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」（平成7年11月16日付け自技第234号自整第262号）との大きな違いは何か。

→今回の取扱いは、これまで自動車検査証の交付を受けている使用過程車に適用していた自動車部品を装着した場合の取扱いを、完成検査終了証が発行された型式指定自動車（新車）と一時抹消登録等をしている中古車にも適用できるようにしたものである。

このため、自動車部品を装着した状態において、当該自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合していなければならないことは変わらないが、自動車に応じて適用される細目告示が異なること及び自動車部品を装着（取替え及び取外しを含む。）した型式指定自動車（新車）について、完成検査証を無効としない取扱いが大きな違いである。

よくある質問

・完成検査終了証が発行された型式指定自動車（新車）の取扱いはどのように変わったのか。

→自動車メーカー等が完成検査終了証を発行し、これを譲受人に譲渡されてから新規検査・新規登録の申請をするまでの間に、自動車部品を装着（取替え及び取外しを含む。）した型式指定自動車（新車）の取扱いは、次のとおり。

○自動車部品を装着した状態において、通達「1. (2)」で定める①～③の項目のいずれかに該当する場合には、完成検査終了証に記載されている長さ、幅及び高さ、牽引重量又は第五輪荷重（牽引自動車に限る。）、最大積載量、車両重量及び車両総重量、空車状態における軸重に変更がなく完成検査終了証を無効としないものとして取扱い、新規検査・新規登録の申請をする際に、完成検査終了証の提出をもって現車提示に代えることができる。（ただし、騒音防止装置及び排出ガス発散防止装置の性能に影響のある改造や変更を行ったものを除く。

○この場合に限り、自動車部品は新規検査・新規登録後、自動車検査証を交付をした時点で装着したものとみなし、完成検査終了証を譲渡された者又は納車後の使用者は、自動車部品を装着した状態において、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が保安基準（細目告示は第二節が適用される。）に適合していることを確認する必要がある。

○保安基準の適合性に疑義が生じる場合は、これまでと同じように、検査コースに現車を持ち込んで新規検査又は予備検査を受検すること。

なお、自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会において、当該自動車の構造、装置及び性能が保安基準（細目告示は第一節が適用される。）に適合しているかどうかを審査するにあたり、新規検査等に先立って、事前書面審査が必要となる場合があるので留意されたい。

よくある質問

・一時抹消登録等をしている中古車の取扱いはどのように変わったのか。

→自動車部品を装着（取替え及び取外しを含む。）した自動車に保安基準適合証を交付する場合の取扱いは、次のとおり。

○自動車部品を装着した状態において、通達「1. (2)」で定める①～③の項目のいずれかに該当する場合には、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書（以下、登録識別情報等通知書等という。）に記載されている長さ、幅及び高さ、牽引重量又は第五輪荷重（牽引自動車に限る。）、最大積載量、車両重量及び車両総重量、空車状態における軸重に変更がないものとして取扱うことができる。

○この場合において、自動車検査員は、自動車部品を装着した状態において、当該自動車の構造、装置及び性能が保安基準（細目告示は第二節（影響がない部分は第三節）が適用される。）に適合していることを確認する必要がある。

○保安基準の適合性に疑義が生じる場合は、これまでと同じように、検査コースに現車を持ち込んで新規検査又は予備検査を受検すること。

よくある質問

・一時抹消登録等をしている中古車の取扱いはどのように変わったのか。

→また、保安基準適合証の交付後、新規検査又は予備検査の申請をするまでの間に自動車部品を装着（取替え及び取外しを含む。）した自動車の取扱いは、次のとおり。

○自動車部品を装着した状態において、通達「1.（2）」で定める①～③の項目のいずれかに該当する場合には、登録識別情報等通知書等に記載されている長さ、幅及び高さ、牽引重量又は第五輪荷重（牽引自動車に限る。）、最大積載量、車両重量及び車両総重量、空車状態における軸重に変更がないものとして取扱い、新規検査又は予備検査の申請をする際に、保安基準適合証の提出をもって現車提示があるものとみなす。

○この場合において、指定自動車整備事業者は、自動車部品を装着した状態において、当該自動車の構造、装置及び性能が保安基準（細目告示は第二節（影響がない部分は第三節）が適用される。）に適合していることを確認する必要がある。

○保安基準の適合性に疑義が生じる場合は、これまでと同じように、検査コースに現車を持ち込んで新規検査又は予備検査を受検すること。

なお、取扱いが変わったことに伴う具体的な指定整備の流れ等の質問については、事業場を管轄する運輸支局の整備担当あてにお問い合わせいただきたい。

よくある質問

・完成検査終了証の発行後9か月を経過していない型式指定自動車に自動車部品を装着して予備検査を受ける場合はどのような取扱いになるのか。

→法令上、完成検査終了証の発行後9か月を経過していない型式指定自動車であっても、現車提示をして予備検査を受検することは可能である。

検査コースに現車を持ち込んで新規検査又は予備検査（予備検構変や有効期間切れ再予備を含む。）を受検する場合は、通達の対象外のため、これまでと同じように提示された自動車の状態で諸元測定を行う。

・同一の架装を行った型式指定自動車でも、完成検査終了証の発行後9か月を経過しているか否かで取扱いが変わるのはなぜか。

→本取扱いは完成検査終了証を無効としない範囲を定めたものである。

このため、同一の架装であっても完成検査終了証の発行後9か月を経過した型式指定自動車は、従前どおり、検査コースに現車を持ち込んで新規検査又は予備検査を受検する必要がある。

よくある質問

- ・ 完成検査終了証を無効とするかどうかは誰が判断するのか。

→道路運送車両法第75条第4項の規定による完成検査終了証は、自動車製作者が当該自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合しているかどうかを検査し、適合すると認めるときに発行するものであるため、当該完成検査終了証を無効とするかどうかについては、完成検査終了証を発行した者又は完成検査終了証を譲渡された者が装着された自動車部品や自動車の状態によって判断するものである。

- ・ 保安基準適合証を無効とするかどうかは誰が判断するのか。

→道路運送車両法第94条の5の規定による保安基準適合証は、指定自動車整備事業者が、自動車を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときに交付するものであるため、当該保安基準適合証を無効とするかどうかについては、指定自動車整備事業者が装着された自動車部品や自動車の状態によって判断するものである。

よくある質問

・本通達により、新規検査・新規登録の申請をする際に、完成検査終了証の提出をもって現車提示に代える場合でも、算定燃費取得済証の提出は必要か。

→本通達の取扱いにより完成検査終了証の提出をもって現車提示に代える場合及び保安基準適合証の提出をもって現車提示があるものとみなす場合には、諸元に変更がないものとするため算定燃費取得済証の提出は不要である。

また、通達「2.」を適用するときは、自動車部品を装着した状態においても登録識別情報等通知書等の値に変更がないものとして取り扱う。

よくある質問

・ドライブレコーダー、ETC、タクシメーター及び実空車表示器（通称スーパーサイン）などの指定外部品についても、本通達の対象となり、新規検査・新規登録の申請をする際に、装着することが可能となるか。

→可能となる。ドライブレコーダー、ETC、タクシメーター及び実空車表示器（通称スーパーサイン）などの指定外部品を装着した状態において、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、当該自動車の構造、装置及び性能が保安基準（細目告示は第二節が適用される。）に適合し、かつ、本通達の1.（2）に該当することを条件とする。